

婦人少年局月報

Monthly Bulletin

W. M. R., L. M.

月報の發刊に際して

山川 菊榮

一九四八年九月一日、労働省 婦人少年局の発刊に際して、一週間の記念日に際して、このささやかな月報の第一號を見て頂けるまでに育ちました。

婦人少年局のねもな任務は、女子及び年少労働者、並びに一

かし、ことです。日本民主化のためには、婦人及び年少者の地位が改善されなければならず、それをするためには、具體的な現在の實情を把握しつづきとめ、必要がありま。そして、男も女もそれを知り、それをいとして案をねる必要がありま。この月報はそういうお役に立つ目的で編まれるものであり、もつぱら事實を提供することを使命とするものであります。

婦人少年局の 仕事と責任者

婦人少年局は昨年九月創立された労働省の一局として、局長には山川菊榮、婦人労働課長に各野せつ、年少労働課長に堀秀夫、婦人課長に新妻イトの氏氏がそれぞれ就任した。本年八月堀氏は労働基準府監督課長となり、その後任には藤本喜八氏が就任した。

- 一、労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項
- 二、労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に關し労働基準局長及びその下級の官廳の長に對する勸告並びに労働基準局長がその下級の官廳に對して行う指揮監督に關する事項
- 三、児童の使用禁止及びその規定に關する事項
- 四、年少労働者問題に關する調査に關する事項
- 五、年少労働者に關するラデオ映畫その他の方法による刊行發表の資料整備に關する事項
- 六、その他年少労働者に特殊の問題に關する事項

婦人労働課

- 一、労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項
- 二、労働基準法中女子に特殊の規定の施行に關し労働基準局長及びその下級の官廳の長に對する勸告並びに労働基準局長がその下級の官廳に對して行う指揮監督に關する事項
- 三、家族労働問題及び家事使用人に關する事項
- 四、婦人労働者に關する調査に關する事項
- 五、婦人労働者に關するラデオ映畫その他の方法による刊行發表の資料整備に關する事項
- 六、局中他課と連絡して行う地方駐在職員に對する一般的指導に關する事項

婦人課

- 一、婦人の地位向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に關する事項
- 二、労働者の家族問題に關する事項
- 三、婦人の地位向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に關するラデオ、映畫その他の方法による刊行發表の資料整備に關する事項

全國産業別女子従業者數

一昭和32年事業所統計調査一 建設部統計局

産業分類	男女總數	女子従業者數	總數に對する女子の割合 25%
全産業	13,944,916	4,246,278	
1 農林水産	64,188	18,570	29
2 製造業	523,564	84,695	16
3 建設業	723,799	143,804	19
4 商業	661,481	100,337	15
5 運輸業	1,492,318	1,203,7	8
6 情報業	6,338,033	1,691,530	27
7 娯楽業	150,752	14,573	10
8 衛生業	2,443,017	784,046	32
9 教育業	232,827	96,694	33
10 福祉業	1,617,447	226,707	14
11 公共サービス	794,407	420,603	53
12 自由業	1,193,959	407,035	34
13 公務	706,885	181,030	26
14 その他	33,204	5,273	16

労働組合員數と賃金

組合員數	總數	男子	女子
組合員數	3,538,954	5,020,987	1,607,017
平均賃金	¥4,138.35	¥4,761.87	¥2,184.60

註 男子に對する女子の割合をとつてみると、組合員數では30%、賃金（毎月勤勞統計調査による一人當り一ヶ月間の平均現金給與）では45.9%となつてゐる。

- 一、労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項
- 二、労働基準法中女子に特殊の規定の施行に關し労働基準局長及びその下級の官廳の長に對する勸告並びに労働基準局長がその下級の官廳に對して行う指揮監督に關する事項
- 三、家族労働問題及び家事使用人に關する事項
- 四、婦人労働者に關する調査に關する事項
- 五、婦人労働者に關するラデオ映畫その他の方法による刊行發表の資料整備に關する事項
- 六、局中他課と連絡して行う地方駐在職員に對する一般的指導に關する事項

- 一、労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項
- 二、労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に關し労働基準局長及びその下級の官廳の長に對する勸告並びに労働基準局長がその下級の官廳に對して行う指揮監督に關する事項
- 三、児童の使用禁止及びその規定に關する事項
- 四、年少労働者問題に關する調査に關する事項
- 五、年少労働者に關するラデオ映畫その他の方法による刊行發表の資料整備に關する事項
- 六、その他年少労働者に特殊の問題に關する事項

- 一、婦人の地位向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に關する事項
- 二、労働者の家族問題に關する事項
- 三、婦人の地位向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に關するラデオ、映畫その他の方法による刊行發表の資料整備に關する事項

労働、年少労働、通部會にもそ、れた。

△厚生省に婦人課長として
△都の看護課長は六月新設の東京都衛生局看護課長に平野ミドリ氏（五一）が就任。
△厚生省にも看護課長は八月には厚生省看護局に新設された看護課に初代課長として保良会き氏（五六）が就任。

る三月薪根労働基準局
金形服の中に
が何れも男
山勘手當は
三圓、さらに男

る三月所極労働基準局では、
金形服の中に食事
が何れも男一日
山勒手當は男一
三圓、さらに男の
は家族一人につき三五
ハ増す毎に二五〇圓であ
に女の場合はその半額であ
いうはつきり男女を差別し
金規定のあることを發見し
そこで地元の監督署では昨
九月労働基準法實施の時に
のぼつて同社の規定を改正
ある。

現在全國の労働基準局および
労働基準監督署に任命されてい
る女子労働基準監督官は二級八
名、三級四十七名、合計五十五名で
ある。

女子監督官現在數

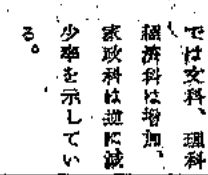
次の圖表は十八歳未満の年少労働者の就業を禁じた（女子年少者労働基準規則第十三條第二十六號による）連鎖手の死傷與害率を示すものである。

これは昭和二十一年度の鐵道省勞働科學研究室調査資料を繕

別表の統計は女子の就學傾向をみるために、文部省の學年報書により婦人少年周で統計したものである。

これによると、昭和二十年度

では、理科、経済科がいちじるしい増加率を示し、二十一年度



婦人少年局の
る地方職員室の職
おえたのを機会に
やその他の所奉行
徹底とその指導を
もつて、さる五月

間にわたり、東京
恩館において、第
講習會を開儀、全
および補佐員計八
た。
現在の地方職員数
ある。

新刊紹介

婦人少年局とは何をするところか？

労働組合と婦人（婦人部のあり

生した韓国政府は現駐韓國際連合
に同國非公式代表として派遣さ
れてゐる任永信女史を初代商工
部長官に任命した。

労働基準法と女子年少者（基準法中女子と年少者に關する法規のやさしい解説）
 働く少年少女のために（證明書制度のやさしい解説）
 家事裁判所とは（何とするとこゝろかをやさしく説明したもの）
 農家の婦人へ（農業協同組合の手引）
 以上婦人少年局發行
 婦人部の要（労働組合婦人部の必要性的、そのあり方と活動への手引などについて解説）
 總同盟本部婦人対策部編
 定價 一五圓
 送料 四圓
 東京都中央区京橋二ノ四明治屋ビル七階 日本労働組合総同盟出版部發行
 労働問題（ラジオの「労働の時局」にとりあげられた労働問題や労働立法の解説）
 中央労働學園編輯
 第一集 定價 五〇圓
 第二集 送料各 一〇圓
 東京都港区芝公園六 財團法人中央労働學園發行
 海外ニュース
 韓國に初の婦人長官